

区長報告第一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和七年度港区一般会計補正予算（第七号）を令和八年一月十九日次のとおり処分したので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

令和八年二月十八日

港 区 長 清 家 愛

令和 7 年度

港区一般会計補正予算（第 7 号）

令和7年度港区一般会計補正予算（第7号）

令和7年度港区の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,828,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日専決

港 区 長 清 家 愛

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 都支出金		18,921,728	192,322	19,114,050
	3 都委託金	1,595,334	192,322	1,787,656
歳 入 合 計		214,636,654	192,322	214,828,976

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		38,485,287	192,322	38,677,609
	4 選挙費	422,030	192,322	614,352
歳 出	合 計	214,636,654	192,322	214,828,976